

建設業・自動車運転業務・医師等の時間外労働上限規制に備えて

2024年問題に備えて

1

一般社団法人 名北労働基準協会 専務理事・事務局長
特定社会保険労務士・2024年問題対応支援コンサルタント

市之瀬 高司



1、2024年問題

現在は猶予されている、建設業・自動車運転業務・医師等の時間外労働の上限規制が、令和6年4月1日より適用となります。いずれの業種・業務でも対応が難しく、企業経営にも直結する問題で、「2024年問題」と言われております。

2、2024年問題

対応総合支援事業

愛知県下の各労働基準協会では合同で、次の『2024年問題対応総合支援事業』を実施します。

- (1) 無料情報提供
- (2) 実態調査と発表
- (3) 無料相談
- (4) 業種・業務別無料対応セミナーの開催

- (5) 無料訪問コンサルティング
- (6) 継続コンサルティング
- (7) 管理システム導入

詳細は各協会の先月号（令和5年3月号）、名北会員は本誌同封のご案内のほか、名北協会ホームページをご覧ください。

なお、事業の「(1)無料情報提供」の一環として名北協会の機関誌に、今後6か月にわたり関連記事を掲載します。

7月までの4回は各業種・業務共通の内容を、また、8月・9月の2回は、業務・業種別の対応を各1ページ掲載します。名北協会会員以外の企業様も、名北協会のホームページより閲覧が可能です。

3、改正の経緯

働く方々がそれぞれの事情に応じた、多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらずに公正な待遇の確保等のため、多くの法律が改正されました。

特に長時間労働については、労働者の健康障害を引き起こし、少子高齢化を進めている原因ともなっております。

そこでこの是正のため、従来は労働者・使用者間で締結する「時間外労働・休日労働に関する協定」（以下、36協定）で、自由に設定ができた時間外労働時間等に、限度時間と上限時間を設定しました。

この扱いは、大企業は令和元年度から、中小企業は令和2年度から適用されましたが、業務の特性から対応が難しい、建設業・自動車運転業務・医師等については、適用が令和6年4月からと猶予期間が設けられました。

4、対応すべき内容

(1) 36協定で定めることのできる時間外労働の限度は、法律で月45時間・年360時間（3か月を超える変形労働時間制の場合は、月42時間・年320時間）となります。

(2) 通常予想することのできな業務量の大幅な増加等に伴い、

臨時的に限度時間を超えて労働させる必要があり、労使が合意した場合（特別条項の適用時）は、限度時間を超えることができます。

(3) 特別条項を適用できる回数は、年6か月までとなります。

(4) 時間外労働は年720時間以内（自動車運転業務・医師は960時間。医師は一部さらなる例外がある）となります。

(5) 時間外労働と休日労働の合計は月100時間未満（建設業は一部例外がある）となります。

(6) 時間外労働と休日労働の合計は、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」の全てで、1か月当たり80時間以内（建設業は一部例外がある）となります。

なお、(3)、(5)、(6)は、自動車運転業務・医師は適用されません。該当の業種・業務は、長時間労働である企業が多く、全社的な対応が必要です。

5、適用の時期

この改正の適用時期は、令和

6年4月1日以降の36協定の対象期間の起算日以降となります。例えば、36協定の対象期間が、令和6年3月21日から令和7年3月20日の場合は、適用は令和7年3月21日からとなります。

ただし、例えば令和6年4月1日から令和7年3月31日の対象期間を、対象期間の途中で36協定を破棄・再締結し、令和6年3月21日から令和7年3月20日とし、適用の時期を延ばすことは、通達により全社的な事業場の統一等の場合以外はできません。

なお、自動車運転者の拘束時間、休憩時間等を定めた、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」も改正されましたが、36協定の対象期間とは関係なく、令和6年4月1日から適用されます。

また、令和5年4月1日から中小企業も月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上に引き上げられましたが、この扱いも36協定の対象期間とは関係なく適用されます。



『2024年問題対応総合支援事業』案内パンフレット